

『第2次東大和市障害者総合プラン』（案）（令和3年度～令和5年度）  
に対するパブリックコメントの結果について

東大和市における障害者施策を推進することを目的とした『第2次東大和市障害者総合プラン』（案）（令和3年度～令和5年度）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 提出された意見の数及び提出した市民等の数  
53件、29人
- 2 意見の提出期間  
令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで
- 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方  
別紙のとおり

ご意見につきましては、意見の趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。  
また、同趣旨の意見と考えられるものは、一つにまとめさせていただいております。

No.	意見の要約	市の考え方
1	<p>「重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策」について            (市内の障害者就労施設の利用者・職員・関係者の方から)            車いすの人が多いため、現在の施設は狭く老朽化しているため、いつ事故が起きるか心配です。作業や生活がしやすいような施設にするために応援をください。日中活動の場の整備、改築などぜひ進めていただきたい。            (同様の意見外13件)            改善のための助成制度の活用や国や東京都への制度改善の要求もしていただきたい。</p>	<p>市では、障害のある人の日中活動サービスの利用が増加傾向にあり、また今後、障害の重度化や高齢化がより一層進むものと見込まれることから、障害のある人が地域で安心して暮らし続けるための施策として、生活介護等の日中活動の場の整備・充実に重点的に取り組むとしております。            その中で施設整備に係る国や東京都の助成制度の改善等についても、引き続き要望してまいります。</p>
2	<p>福祉サービス等の従事者の確保や養成に取り組むとありますが、待遇が悪く従事者のなり手が少ないと聞いています。            事業所向けアンケートでも平均勤続年数が5年未満の事業所が半分とあります。ぜひ、障害福祉サービス従事者の確保、養成の施策を進めてください。            (同様の意見外6件)</p>	<p>障害福祉サービス従事者の待遇改善と確保、養成の施策には、国、東京都、市町村、それぞれの役割があります。国における令和3年度からの障害福祉サービス報酬の検討で、全体で0.56%引き上げることが決定されました。市においては、従前に引き続き国や東京都に対して、報酬面での改善等の施策の推進を求めていくとともに、市において実施すべき従事者の確保や養成に係る施策を重点施策と位置づけて進めていくこととしております。</p>

3	<p>障害者総合プランには、新型コロナウイルスについての対策があげられていないようです。この1年さまざまな行事が中止となり、作業所での販売やイベントの機会も大幅に減り、通所者の工賃や作業所の運営に多大な影響を及ぼしています。そのことに対しての支援策を盛り込んでください。</p> <p>(同様の意見外7件)</p> <p>障害、高齢、児童分野の施設利用者と関係者に対するPCR検査の具体化を図って欲しい。</p>	<p>障害者就労施設への支援としては、「作品展示販売のための市役所ロビーの提供」や「障害者優先調達推進法に基づく調達の推進」を始めとした工賃アップのための支援を継続することとしております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては現計画において特別な記載はありませんが、マスク等の配布や助成金の交付等を実施しております。</p> <p>ご意見を踏まえて計画案において、「感染症拡大防止等の取組」についての記載をいたします。</p> <p>なお、令和3年1月から障害、高齢分野の入所系施設の利用者・職員等のPCR検査についての補助事業を実施しております。</p>
4	<p>新型コロナウイルスについて、このプランでは特に触れている部分がなく、販売イベントの機会がなく工賃、作業所の運営にも大きく影響しています。また、イベント中止により一般の方との交流もほとんどない状況です。作業所の状況などを一般の方に知ってもらう機会も減りました。新型コロナウイルスの収束が見込めない状況であるならばYoutube、市のホームページなど、SNS、インターネットを通して、市民の方に作業所の状況、障害者の理解を広めていく機会を市でも検討していただきたい。また、市へも直接相談しやすい環境づくりも合わせてお願いします。</p>	<p>市では、福祉祭や市役所ロビー展等のイベントや職場体験事業、障害者理解促進事業、地域自立支援協議会の活動等を通して、障害のある人と一般市民の交流の機会、障害者理解の機会を設けてまいりました。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受けて、今後、これらの事業の実施方法について、インターネットの活用等を含めて工夫してまいりたいと考えております。</p> <p>また相談については、令和2年度から基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談を行うなど、様々な場所で相談が受けられるよう相談体制の充実に努めております。</p>
5	<p>「重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策」について</p> <p>一緒に暮らしている親が病気になったとき過ごせる場所を増やしてください。</p>	<p>計画案では、障害のある人が地域で安心して暮らし続けるための施策として、地域生活支援拠点の整備を進めていくこととしております。地域生活支援拠点では、緊急時の受入れの場や自立のための体験の場を段階的に整備することとしております。</p>

6	<p>「重点施策3 地域共生社会実現のための施策」について</p> <p>「ボランティアの育成」について、高齢により活動をやめられる方が多くなる一方、新しい方の確保が困難な状況です。ボランティア支援に力を入れてください。</p> <p>(同様の意見外2件)</p>	<p>「ボランティア活動の推進」については、「地域福祉計画」において福祉・教育・文化・防災などの多様な分野で推進することとしていますが、「障害者総合プラン」の計画案においては、特に「障害にある人のためのボランティア育成」を重点施策と位置づけて取り組むとしております。</p>
7	<p>「重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策」について</p> <p>障害者差別解消法についてまだ市民に知られて差別や偏見を減らすためにも、差別解消法の知名度を上げる取組をお願いします。</p>	<p>市では、「障害者差別解消法に基づく取組」として市職員向け研修会、地域自立支援協議会による民間事業者向けパンフレット作成、周知のための事業等に取り組んでおります。計画案においても重点施策に位置づけて更なる取組を進めていくこととしております。</p>
8	<p>P57、1-8「都立特別支援学校との連携強化」について</p> <p>令和2年度は地域別懇談会が新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかったが、来年度以降は書面の形でも情報・意見交換ができるようにしていただきたい。また、特別支援学級と通級の生徒の保護者にも同様に情報提供・意見交換の場があるとよいと思います。</p>	<p>特別支援学校との地域別懇談会は、特別支援学校及び保護者からの要請で実施しております。開催方法については可能な限り特別支援学校及び保護者の希望に沿う形で対応してまいりたいと考えております。</p> <p>特別支援学級等の保護者との情報提供・意見交換の場についても、学校や保護者からの要請に基づき、計画案での記載にかかわらず、対応してまいりたいと考えております。</p>
9	<p>P64、1-1「障害者週間の周知及び取組」1-2「障害のある人への理解のための啓発活動」について</p> <p>取組の実施だけでなく周知にも力を入れていただきたい。SNSの利用の検討など。学校教育と連携した心のバリアフリーを推進するために、市内小中学校にも周知していただきたい。</p>	<p>障害者週間の周知や障害のある人や障害について理解を深めるための取組については、重点施策に位置づけて、今後も、実施方法や周知方法等を工夫して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>実施に際しては、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

10	<p>P64、1-2「障害のある人への理解のための啓発活動」について</p> <p>コロナ禍でも実施できるような内容を検討していただきたいです。当事者について紹介する内容では関心のない方に参加していただくのは難しいので、障害のあるなしに関わらず一緒に楽しめて交流できる催しもあるとよいかと思えます。</p>	<p>障害のある人や障害について理解を深めるための取組については、重点施策に位置づけて、今後も、実施方法や周知方法等を工夫して取組んでまいりたいと考えております。</p> <p>実施に際しては、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
11	<p>P78「日中活動系サービス①生活介護」見込み量確保のための方策について</p> <p>施設整備には時間がかかるため、は～とふるの定員がいっぱいになる前に早めに進めていただきたい。 (同様の意見外1件)</p>	<p>日中活動系サービスのうち「生活介護」については、次期計画期間中にも利用が増えるものと見込んでおります。計画における見込み及び動向を踏まえて計画的に整備の検討に取り組むとしております。</p>
12	<p>P82「短期入所」見込み量確保のための方策について</p> <p>動ける医療的ケア児・者、てんかん発作がある人は行き場がなくて困っています。は～とふるで受け入れを検討してください。</p>	<p>総合福祉センターは～とふるでは、重症心身障害者施設利用対象者相当の方を除いて、医療的ケア（複雑かつ濃厚な医療的ケアを除く）が必要な方を受け入れています。短期入所については、ご指摘のような対象者を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保することとしております。</p>
13	<p>P81「就労定着支援」について</p> <p>特別支援学校を卒業した生徒が企業就労に失敗して引きこもるケースが増えています。アフターケアをお願いします。</p>	<p>特別支援学校卒業生の定着支援については、主に総合福祉センターは～とふるの障害者就労生活支援センターにおいて実施しております。今後も特別支援学校と連携して支援していくこととしております。</p>
14	<p>様々な施策の数値目標を実現する上で、国の政策内に留まらない、市独自の努力も不可欠。計画の中に市単の財政出動も含む施策として具体化して欲しい。</p>	<p>計画案で掲げている取組については、障害者総合支援法等に基づく義務的な事業や東京都の補助を含む事業のほか、市独自の事業を含めて掲げております。計画案に基づき、財源の確保も含めて、障害のある方にとって必要な施策に取り組むとしております。</p>

15	<p>P48「情報・コミュニケーションの支援」について 手話言語条例について、今回の計画では何が具体化されているのか読み取れません。また、「手話通訳者設置事業」の計画数値が今年度見込みを下回るのはなぜか。</p>	<p>次期計画の「情報・コミュニケーションの支援」に係る取組として、「情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営」を掲げており、この場において、手話言語を含めた情報取得やコミュニケーションが困難な人に対する環境整備や支援の拡充のための協議を行うこととしております。</p> <p>また、「手話通訳者設置事業」については、平成31年度までの実績を元に算定したもので、結果として現計画での今年度見込みを下回るものとなります。</p>
16	<p>P60「市役所における障害のある人の雇用の促進等」について 市職員の障害者雇用率は3年もかけずに具体化すべきです。それが叶わないのなら、その理由を示してください。</p>	<p>計画案の第4章（第5次東大和市障害者計画）では、計画最終年度（令和5年度）の目標を設定することとしています。市職員の障害者雇用率は、毎年度達成すべき目標であると認識しております。</p>
17	<p>P65「安全・安心なまちづくり」について 通報システム事業の利用者が「1世帯」とか「0世帯」というのは、市民への情報徹底ができていないということではないでしょうか。</p>	<p>「救急直接通報システム事業」や「住宅火災通報システム事業」については、市公式ホームページや市報（年1回、障害福祉サービスの案内）で周知するとともに、障害者手帳取得時等に、対象となる方にご案内を差し上げています。今後とも、適切な周知に努めてまいります。</p>

18	<p>P5「障害者差別解消法」について 行政機関等・分野ごとの「対応要領」「対応指針」 は何を見るとわかりますか。</p>	<p>「対応要領」は行政機関等ごとに定めるものとされており、内閣府のホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」において、国の各省庁の「対応要領」を掲載しております。その他の行政機関については、各行政機関のホームページ等を参照ください。</p> <p>「対応指針」は、国の省庁が所管する事務に係る指針を分野ごとに定めるもので、同じく内閣府のホームページで各省庁で定めている指針を閲覧できます。</p> <p>なお、当市の「対応要領」については、市公式ホームページ「障害者差別解消法が施行されました」において、「東大和市障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する要綱」と「東大和市障害者差別解消法職員対応マニュアル」を掲出しています。</p>
19	<p>P6「共生型サービス」について 市としての基本的評価を教えてください。</p>	<p>「共生型サービス」とは、平成30年度から創設されたしくみで、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等、介護保険サービスと障害福祉サービスで共通するようなサービスについて、高齢者と障害者児が共に利用できる「共生型」を創設したものです。</p> <p>これは、主に人口減少など地域の実情に応じてサービスを利用しやすくするという点では、意義ある取組であると認識しております。しかしながら、当市のような都市部では、一定程度介護保険、障害福祉サービスで提供体制が確保されている状況であり、共通しているサービスとはいえ、デイサービス（生活介護）、ショートステイ等は、障害特性に応じた支援が必要なため容易に「共生型サービス」で対応できるとはいええないのではないかと考えます。</p>

20	<p>P26「第3節 アンケート調査結果」について アンケートの中の自由記載で書かれた関係者のニーズや困りごとが、自由に閲覧できるようになっていますか？</p>	<p>市公式ホームページの「第6次地域福祉計画等福祉5計画の策定について」において、「第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査等報告書」を掲載しており、報告書において自由意見等を閲覧できるようになっています。また、障害福祉課窓口でお声かけいただければ、報告書を閲覧することも可能です。</p>
21	<p>「重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策」について 障害が重くなっても家族の支援がなくても住み続けられる市であってほしいと思います。 日中を過ごす場、暮らしの場の拡充は重要です。生活介護事業と地域生活支援拠点事業の発展と拡充を期待します。</p>	<p>今後、障害の重度化や高齢化がより一層進むものと見込まれることから、障害のある人が地域で安心して暮らし続けるための施策として、生活介護等の日中活動の場の整備・充実、居住の場としてのグループホームの整備・充実、地域生活支援拠点の整備・充実等に、重点的に取り組むとしております。</p>
22	<p>「重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策」について ①「知的障害や精神障害のある人の多くは日常生活で差別や偏見を感じています。」を「障害者の多くは…」と改めてほしい。障害者には身体障害者等も含まれています。 ②当該施策について、障害者差別解消法の周知、法に基づく取組等4つの取組を掲げているが、具体的にどうしていくのかが不透明です。</p>	<p>①ご指摘の点は、事前アンケートにおいて、知的障害や精神障害のある人で差別や偏見を感じている方が多いというデータに基づく表記で、知的障害や精神障害のある人だけを支援の対象とするものではありません。ご指摘の内容を踏まえた表記を検討します。 ②重点施策で掲げた4つの取組に該当する取組項目を第4章「障害のある人に係る施策の展開」において、示しております。例えば、「障害者差別解消法に基づく取組」は、P36で具体的な取組内容を示しております。</p>
23	<p>「重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策」について 賛成ですが、緊急一時保護を受け入れる施設も併せて行うべきだと思います。</p>	<p>具体的な取組として、「緊急一時保護及び支援事業」(P47)を掲げており、その中で施設の拡充にも努めることとしております。</p>

24	健全者、障害のある方が一緒に活動できる行政を。できる限り共に過ごす。	計画案では、「地域共生社会の実現のための施策」を重点施策として、「障害のある人への理解の促進」や「共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成」等の取組を進めることとしております。これらの取組は障害の有無にかかわらず市民が共に取組んでいくものと考えます。
----	------------------------------------	--